

第 17 回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

〔 平成 29 年 12 月 11 日（月）午後 2 時 00 分
東京証券会館 5 階 第 1 会議室 〕

議 案

- 取引所外売買の売買停止の運用見直しについて

以 上

前回会合における御意見等と対応案について

平成 29 年 12 月 11 日

前回会合における御意見等	考え方又は対応案	備 考
1. 認可会員の売買停止措置判断が認可業務の非参加証券会社による取引所外売買に影響することについて 反対 ➤ 認可業務における取引時間や売買停止の方法の変更が考えられるなかで、認可会員の売買停止措置を他の協会員による取引所外売買の売買停止措置に直結させることは疑問。 ➤ 現状、我が国の規制においては、認可業務は取引ベニューとされており、その位置付けが不明確なまま他の協会員の売買停止措置に係る責任を負担することは厳しく、整理が必要。	✓ 金融審 市場 WG 報告では、市場全体（＝取引所内・取引所外）の公正性・透明性を確保して投資者保護を図る観点から、取引所及び認可会員等における売買停止措置に係る態勢整備を図るとともに、売買停止措置に係る判断や連携の手順等についても検討すべきとされている（取引所外売買の売買停止につき、取引所だけでなく認可会員の判断やその連携も示唆。）。 ✓ また、PTS に信用取引が認められれば、適切な売買停止措置の必要性は更に高まるとも指摘。 ✓ 現行監督指針でも認可に係る留意事項として要求される態勢整備による参加証券会社への直接的な影響に加え、認可業務の気配・価格は他の認可会員の認可業務の気配・価格と“比較可能な形で、リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表すること”が義務付けられており、他の協会員の取引所外売買に影響を及ぼしていないわけではない。 ✓ その一方で、認可会員は、取引所取引時間外において認可業務の性質に鑑み、保守的に売買停止措置を講じることと考えられ、必ずしも相対売買において求められる売買停止措置と、認可会員の認可業務における売	金融審市場 WG 報告 18 頁 「<u>市場全体の公正性・透明性を確保して投資家保護を図る観点</u>からは、…、適切に売買停止措置等が講じられることが求められ、<u>PTS に信用取引が認められれば、その必要性は更に高まる</u>と考えられる。 このため、<u>取引所、PTS 等の関係者において所要の態勢整備を行う</u>とともに、<u>売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべき</u>である。」 認可会員は自主規制機能を有しないが、認可に係る留意事項として、業務において不公正取引等を排除する方法及び態勢が確立していること、金商法等の法令及び諸規則に則った社内規則が整備されていること等が求められている。

前回会合における御意見等	考え方又は対応案	備 考
	買停止が一致するとは限らない。 ➤ 上記を踏まえ、協会員に、認可会員の売買停止措置に係る情報の有無を確認できる態勢の整備を求めるものの、御指摘を踏まえ、認可会員の売買停止措置をトリガーとして、上場株券等の取引所外売買の売買停止措置とすることまでは求めないこととするか。	
2. 協会員が取引所外売買の売買停止措置に係る判断を行うためのツールを作成すべき ➤ 協会員が取引所外売買の売買停止措置に係る判断を行えるよう、項目の列挙や簡単な Q&A に加え、売買停止措置の条件等に関するガイドラインを作成し、適宜更新すべき。 ➤ 例えば、増資でも金額により取引所外売買の売買停止措置判断が異なる等複雑であり、協会員各社で明確な基準を作成し、画一的に取引所外売買の売買停止措置を講じることは困難。	✓ ガイドライン案を提示する。ただし、定量的な数値基準を設けることは困難と考えられる。 ✓ 東証の売買停止措置は、発行者が未公表の情報が報道された場合に常に行うわけではなく、有価証券上場規程により開示が必要とされ、かつ、東証が必要と認めた場合に講じられる。 ➤ 個別相対での取引所外売買を行う協会員（認可会員を除く。）に対し、集团的売買を行う取引施設である取引所や認可会員と同レベルでの売買停止措置に係る態勢整備を求めないこととしてはどうか。	東証「業務規程施行規則」第 21 条第 2 号 「売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、<u>有価証券上場規程により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合</u>において、<u>当取引所が必要と認めた時</u>から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後 15 分を経過した時まで」
3. 不明確情報が存在し、かつ、取引当事者双方が当該情報の存在を認知している場合等であっても一律に取引所外売買の売買停止措置を講じるべきか疑問 ➤ インサイダー取引規制では、いわゆるクロ・クロ間の取引所外売買は適用除外とされているが、個人投資家であっても取引当事者双方が未確認情報の存在を認知している場合には取引所外売買の売買停止措置を講じないことも考えられる。	✓ 東証の夜間取引の議論において、夜間取引ではその取引時間の終了まで売買停止を継続するというマーケットデザイン案が提示されていた。 —— 上場会社：不明確情報への即時対応の負担軽減 —— 投資者：夜間の情報伝達スピードが遅い可能性 ➤ 取引所が売買停止措置を講じた場合は、取引所取引時間内は取引所外売買を禁止するか<現行どおり>。	2014（平成 26）年 7 月「現物市場の取引時間拡大に向けた研究会 報告書」 現行、取引所が売買停止措置を講じた場合は、取引所取引時間内の取引所外売買は禁止。 また、取引所取引時間内に売買が再開さ

前回会合における御意見等	考え方又は対応案	備 考
➤ 未確認情報が存在する場合であっても、海外拠点とのポジション移動のために行う取引所外売買については、同意や協議等の手続なく可能とすることも考えられる。	➤ 取引所が終日売買停止措置を講じた場合は、原則として翌営業日の取引所の取引時間開始まで禁止するか。 ➤ 御意見を踏まえ、会員が海外関連会社との間で、顧客との間で行った上場株券等の売買に係るポジションを移管するために行う取引所外売買については売買停止中も取引可能とするとするか。 ➤ また、株式累投の買付けを仕切り売買による店内対当の方法により執行する場合は、機械的なものに過ぎないため、売買停止中も取引可能とするか。	れず、取引所取引時間外に適時開示があった場合の取扱いは以下のとおり。 ・ 開示が 23:44 まで…翌日 00:00 再開 ・ 開示が 23:45-23:59…開示後 15 分後再開 ・ 開示が 00:00 以後…取引所開始時再開
4. 取引所の売買停止措置の事由は即時に把握できない ➤ 現在、東証からリアルタイムで配信される売買停止措置に係る情報には売買停止措置の事由が記載されていないため、何らかの手当てがなければ、協会員は不明確情報の存在を事由とした売買停止措置を講じることが難しい。	✓ 東証から配信される電文には、①発注可な売買停止情報（不明確情報等によるもの）、②発注不可な売買停止情報（システム障害によるもの）、③売買中断の3パターンの区分があり、東証のシステム障害により売買停止が行われた場合との判別は実質的に可能との指摘がある。 ✓ ただし、東証の売買停止措置と同時に協会員（認可会員を含む。）が売買停止措置を講じることが困難。 ➤ 協会員（認可会員を含む。）が東証の売買停止措置を認識した後直ちに売買停止措置を講じることが求められることとしてはどうか。	東証の売買停止措置を最も早く知る手段である電文配信を利用した場合でも、情報の到達まで、数秒から数十秒のズレ発生するため、同時に売買停止措置を講じることが不可能。

資料 2-1

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 12 月 11 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（定義） 第2条 （ 現行どおり ） 1～4 （ 現行どおり ） 5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 6～8 （ 現行どおり ） <u>9 参加会員 認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。</u> （適用除外） 第4条 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 <u>協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し金商業等府令第118条第1号イからホまでに掲げる行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を</u>	（定義） 第2条 （ 省 略 ） 1～4 （ 省 略 ） 5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 6～8 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （適用除外） 第4条 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） （ 新 設 ）	➤ PTS の取引参加者を定義に追加する。 ➤ 平成 14 年 12 月 27 日付け「証券会社の事故処理のための取引に係る本協会規則の適用関係について」（日証協（規審）14 第 327 号・（市エ）14 第 86 号）において、事故処理のための上場株券等の取引については、本規則の適用がないことを金融庁にも確認のうえ、通知しているため、規則上明確化する。

改 正 案	現 行	備 考
<u>得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。</u> (協会員による売買の停止等) 第6条 <u>上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が、当該上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合として当該上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により当該上場株券等の売買が再開されるまでの間（金融商品取引所が当該上場株券等の売買を停止した日の取引所取引時間（取引所金融商品市場における取引時間をいう。以下同じ。）内に売買を再開しない場合には、翌日（当該金融商品取引所が定める休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の取引開始時までの間）、当該上場株券等につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。</u>	(新 設)	・取引所が売停（破たん等不確実情報が生じていることが売停事由であるものに限る。）を掛けている銘柄について、取外売買(PTS、相対売買とも)は全面禁止。ただし、取引所の売停と同時に取外売買で売停を講じることは困難であり、表現の工夫が必要。 ・取引所が終日売停を行った場合には、翌営業日の売買再開（東証の場合は 08:20）まで売買を停止する。 ・ここでの「取引所外売買」は PTS と相対売買の両方を含む。 ・東証：業務規程 29 条第 2 号を引用 →「投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該金融商品取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合」 ※「取引所取引時間」：東証「ToSTNeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」第 10 条＝単一銘柄取引及びバスケット取引の取引時間は、08：20～17：30 まで ・「売買を停止する予定であること」とは、取引所が予告売停をする場合を想定している。たとえば、朝の 8：00～8：19 の間に、8：20 からの売買を停止することを予告した場合、当該予告売停が発表されてから 8：20 までの間

改 正 案	現 行	備 考
<u>(認可会員以外の協会員による売買の停止等に係る態勢整備)</u> <u>第 6 条の 2</u> 協会員は、上場株券等の取引所外売買又は媒介等（認可会員が認可業務により行うものを除く。以下この条において同じ。）による取引所外売買を行おうとする場合には、次の各号に掲げる情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。	(新 設)	に、取引所外において駆け込みによる異常な売買が行われることを防止するため（現行の協会による売停の運用と同様）。 ・ 上場会社又は取引所による発表（取引所による発表は監理銘柄・整理銘柄の指定に限る。）を協会員及び特定投資家である顧客の双方が当該発表を確認した場合に限り、当該確認した時から取引所外売買（相対売買に限る。）を再開することも考えられるが、その場合において、特定投資家と特定投資家以外の顧客との取引機会の違いをどう説明すべきか。 ・ 2014(平成 26)年 7 月「現物市場の取引時間拡大に向けた研究会 報告書」では、上場株券等の発行者等から不明確情報の真偽及び内容に関する発表が行われた場合であっても、情報伝達のスピードが遅い可能性が考えられるほか、上場会社においても適時開示の体制がとりづらいことも考えられ、事務局から、夜間取引では取引時間の終了まで売買停止を継続するといったマーケットデザイン案が提示され、概ね異論はなかったとされている。 ・ 取引所外売買（相対売買）を行う協会員は、取引所又は PTS による売停の有無、報道等で経営破たん等の不明確情報の有無を確認するための必要な態勢（社内規則や社内マニュアルの整備及びその運用、担当者への研修及び周知徹底等）を整備しなければならない。 ・ 上記態勢整備は、2006(平成 18)年 3 月「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書において

改正案	現行	備考
1 <u>第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買停止措置に係る情報</u> 2 <u>上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報であって、その内容が不明確なもの又はその内容が周知される必要があるもの</u> 3 <u>第6条の4第3項に定める認可会員による上場株券等の売買の停止に関する情報のうち同条第2項第2号に掲げるもの</u> 2 <u>協会員は、取引所取引時間外において、前項第2号に掲げる情報を知った場合に、当該上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を直ちに停止することができる態勢を整備しなければならない。</u>	(新設)	「取引所の取引時間外については、当面発行会社からの情報を直接入手できないなどの理由から、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこととした。」の「最善の注意」を明確化するもの。 ・PTS 以外の相対売買の表現は、現行 13 条を踏襲 ★売買を禁止する情報の種類は具体化することは困難。 ・取引所外売買（相対売買）を行う協会員は、第1項に基づく情報収集の結果、取引所の売買再開、PTS の売停の有無又は報道等による経営破たん等の不明確情報を知ったときは、適切に売買停止を直ちに停止するための必要な態勢（社内規則や社内マニュアルの整備及びその運用、担当者への研修及び周知徹底等）を整備しなければならない。 ・上記態勢整備は、2006(平成 18)年3月「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書において「取引所の取引時間外については、当面発行会社からの情報を直接入手できないなどの理由から、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこととした。」の「最善の注意」を明確化するもの。

改 正 案	現 行	備 考
<u>3 協会員は、前項により上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を停止した場合において、当該上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が当該上場株券等の売買を翌日の取引開始時に停止しなかったときは、当該取引開始時以降は、当該上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を再開することができる。</u> <u>4 第2項により上場株券等の取引所外売買を停止した場合であっても、自主規制規則「株式累積投資及び株式ミニ投資の取り扱いに関する規則」第4条第2号に掲げる方法による当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。</u> <u>(売買の停止等に係る適用除外)</u>	(新 設) (新 設)	・ 売買停止措置を講じた上場株券等の売買再開するためのトリガーは協会員が売買停止を行ったものの、翌営業日の取引所の取引開始時に売買停止措置が講じられないことが明らかになった時とする。 (参考1) 当日中に金融商品取引所が売買を再開しない場合(終日売買停止の場合)については、現行、上場株券等の発行者の情報開示時刻に応じて概ね次のとおり運用している。 ① 23時44分までの間の情報開示 →翌日0時00分から売買再開 ② 23時45分～23時59分までの間の情報開示 →情報開示時刻の15分後から売買再開 ③ 翌日0時00分～翌営業日の取引所取引開始時刻までの間の情報開示 →翌営業日の取引所取引開始時刻から売買再開 (参考2) 海外現地法人との間の上場株券等の取引所外売買は、売買停止措置が講じられている場合であっても適用しない旨を第6条の3により可能とする方向。 ・ 株式累積投資の買付注文(一定の計画に従い個別の投資判断に基づかない方法によりあらかじめ定めた買付注文の執行日の、あらかじめ定めた取引所の価格に基づく。)を仕切売買による店内対当の方法により執行する場合には、機械的なものに過ぎないため、売買停止中も当該処理を実施可能とする。なお、現在、仕切売買による株式累積投資を取り扱っている会員は少ないと考えられる。 ・ 会員が海外関連会社との間でポジション移管

改 正 案	現 行	備 考
第 6 条の3 <u>前2条の規定にかかわらず、会員が当該会員の海外関連会社（金 商業等府令第 177 条第6項に定める関係 会社である外国法人をいう。以下同 じ。）との間で、当該会員又は当該海外 関連会社とその顧客との間で行った上場 株券等の売買に係るポジションを移管す ることを目的として行う当該上場株券等 の取引所外売買については、これを行う ことができる。</u> (認可業務における売買の停止等に係る態 勢整備) 第 6 条の4 <u>認可会員は、第6条に定め る金融商品取引所による上場株券等の売 買停止措置に係る情報の有無を確認でき る態勢を整備しなければならない。</u> 2 <u>認可会員は、次の各号に掲げる場合に おいて、認可業務による上場株券等の取 引所外売買を直ちに停止する措置を講じ るために必要な態勢を整備しなければな らない。</u> 1 <u>第6条に定める金融商品取引所によ る上場株券等の売買を停止する予定で あること又は停止していることを知っ た場合</u> 2 <u>上場株券等又はその発行者等に関 し、投資者の投資判断に重大な影響を 与えるおそれがあると認められる情報 が生じている場合で、当該情報の内容 が不明確である場合又は当該情報の内</u>	(新 設) (新 設) (新 設)	を目的として取引所外売買を行う場合は、一 律、売買の執行を可能とする。 ・認可会員に対し、取引所並みの売買停止措置 を講じるために必要な態勢整備（必要な情報 を入手し売買停止を適切に判断するための態 勢、売買を再開するための情報を入手し適切 に再開の判断するための態勢）を求めるため の規定を新設する。 ・売停措置のトリガーとして東証業務規程 29 条 と同じ表現を用いることで、PTS は東証並みの 売停態勢を整備しなければならないこととす る（債券は本規則の射程外であるため、除外 する。）。

改 正 案	現 行	備 考
容が周知される必要があると当該認可 会員が認める場合 3 <u>上場株券等の売買の状況に異常があ ると認める場合又はそのおそれがある と認める場合その他売買管理上売買を 継続して行わせることが適当でないと 認める場合</u> 4 <u>認可業務に係る売買システムの稼働 に支障が生じた場合で、上場株券等の 売買に係る認可会員の施設に支障が生 じた場合等において売買を継続して行 わせることが困難であると認める場合</u> 5 <u>転換社債型新株予約権付社債券につ いて抽選償還が行われる場合で、認可 会員が必要があると認める場合</u> 3 <u>認可会員は、前項に基づき認可業務に よる上場株券等の取引所外売買を停止す る措置を講じる場合には、次に掲げる事 項について、外部から自由にアクセスす ることが可能な方法により、直ちに公表 しなければならない。</u> 1 <u>銘柄名</u> 2 <u>銘柄コード</u> 3 <u>取引所外売買を停止する措置を講じ る期間（売買停止措置に係る売買停止 日時及び売買再開日時をいい、売買再 開日時が未定である場合はその旨）</u> 4 <u>取引所外売買を停止する措置を講じ る理由</u> 5 <u>その他本協会が必要があると認める</u>	(新 設)	・ PTS は売停に関する情報をリアルタイムに誰でも見られる状態で公表することをリアルタイムは事実上不可能であるため、即時性の高い「直ちに」と表現する。 ・ PTS での取外売買について、現行第4章第2節の節名で「認可業務による取引所外売買」と表現しているのを踏襲。 ・ 監督指針Ⅳ-4-2-1③イ「リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表」：PTS 認可会員に価格情報等の外部公表を求めるもの

改 正 案	現 行	備 考
<u>事項</u> 4 <u>認可会員は、第2項に基づき認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止する措置を講じた場合には、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</u> 1 <u>銘柄名</u> 2 <u>銘柄コード</u> 3 <u>取引所外売買を停止する措置を講じた期間（売買停止措置に係る売買停止日時及び売買再開日時をいう。）</u> 4 <u>取引所外売買を停止する措置を講じた理由</u> 5 <u>その他本協会が必要があると認める事項</u> （本協会による 売買の停止等） 第 6 条の5 <u>本協会は、次の各号 のいずれかに掲げる場合に おいて、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。</u> （ 削 る ） 1 <u>上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不</u>	（ 新 設 ） （売買の停止等） 第 6 条 <u>本協会は、次の各号に掲げる場合には、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。</u> 1 <u>金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合</u> 2 <u>上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不</u>	・ <u>金融商品取引法第 128 条において、金融商品取引所に対し、売買停止措置を講じた場合及び売買停止措置を解除した場合、当局に対し遅滞なく届け出ることを義務付けているが、同様の規定を新設し、認可会員における売買停止措置及びその解除に係る実態をモニタリングできる体制を整備する。</u>

改正案	現行	備考
明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合 <u>2</u> 本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合 <u>3</u> その他本協会が必要であると認める場合 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) <u>第 6 条の 6</u> (現行どおり) 2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客(参加会員を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。 3 (現行どおり) <u>(参加会員への通知)</u> <u>第 17 条の 4</u> 認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第 17 条の 2 第 1 項各号及び前条第 1 項各号に掲げる事項	明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合 <u>3</u> 本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合 <u>4</u> その他本協会が必要であると認める場合 2 (省 略) 3 (省 略) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) <u>第 6 条の 2</u> (省 略) 2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客(参加会員 <u>(認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。以下同じ。)</u>を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。 3 (省 略) (新 設)	・金融商品取引所等に関する内閣府令第 74 条及び別表第一により、取引所は気配及び約定情報を「直ちに会員等に通知すること」が求められているため、認可会員にも同等の義務を

改 正 案	現 行	備 考
<u>を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。</u> 付 則 この改正は、平成●年●月●日から施行する。		課すものとする。 ・東証はボランティアベースで 20 分ディレイの気配・価格情報等をホームページで提供し、ビジネスベースでリアルタイムの気配・価格情報を提供しているが、これを規則化することまでは要しないか。 ・認可会員が、参加会員が当該事項を確認できる状況を整備すれば、参加会員が情報ベンダーから情報を取得する場合も、通知したとみなすこととする。

資料 2-2

+ 『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則』の
一部改正について（案）

平成 29 年 12 月 11 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 認可会員は、規則 <u>第6条の6</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 <u>第6条の6</u> 第1項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 <u>第2条第9号</u> に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の 2 の 2 に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。 2～4 （ 現行どおり ） （適用除外） 第3条 認可会員は、規則 <u>第6条の6</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。 2・3 （ 現行どおり ）	（定義） 第2条 認可会員は、規則 <u>第6条の2</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 <u>第6条の2</u> 第1項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 <u>第6条の2第2項</u> に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の 2 の 2 に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。 2～4 （ 省 略 ） （適用除外） 第3条 認可会員は、規則 <u>第6条の2</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。 2・3 （ 省 略 ）

付 則

この改正は、平成●年●月●日から施行する。

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則 における取引所外売買の停止に関するガイドライン（案）

日本証券業協会

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（以下「規則」という。）第6条及び第6条の2第1項並びに同条第2項において、認可会員以外の協会員（以下「協会員」という。）は上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の停止及びそのために必要な態勢を整備することとされているが、次の事項について留意する。

なお、このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、規則で定めるところによる。

1. 規則第6条において、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、協会員は、当該上場株券等の売買又は媒介等による取引所外売買を成立させてはならないとされているが、次に掲げる事由については、原則として、取引所外売買を停止しないこととし、取引当事者である協会員が個々にその取扱いを判断することとする。

（ア）コーポレート・アクション等により受渡決済に支障が生じる場合

（イ）取引所のシステム障害の発生等

（ウ）清算機関又は決済機関のシステム障害の発生等

（注1）振替機関のシステムの稼働等に重大な支障が生じた場合であって、当該支障の解消の見通しが不明である等、取引所外売買に係る決済を行うことができるかどうか不明であるときは、状況に応じて、取引所外売買についても、停止することとする。

（エ）その他（相場の急騰急落等での緊急措置、売買の取消しの可能性の周知等）

（注2）相場の急騰急落等での緊急措置の場合については、関係諸機関等との連携又は調整を行い、その取扱いを判断することがある。

（注3）広域的なリスクの発現の結果として、取引所外売買に係る緊急時事業継続計画（以下「BCP」という。）が発動された場合における当該取引所外売買の取扱いについては、BCPで定めるところによる。

2. 規則第6条の2第2項の規定により協会員が整備すべき態勢とは、金融商品取引所の有価証券上場規程により上場株券等又はその発行者等に関し開示が必要とされる情報の有無を確認し、特に次に掲げる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は協会員が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合において、当該協会員が行う取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の停止に関し、適切に対応できる態勢をいう。

（ア）公募増資の実施又は中止

（イ）株主割当増資の実施又は中止

（ウ）第三者割当増資の実施、中止又は失権

（エ）ライツ・オファリングの実施又は中止

（オ）資本金の額の減少（無償減資を除く。）

- (カ) 株式の併合
- (キ) 株式交換
- (ク) 株式移転
- (ケ) 合併
- (コ) 会社分割
- (サ) 過年度決算の訂正
- (シ) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (ス) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (セ) 解散（合併による解散を除く。）
- (ソ) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (タ) 公開買付け又は公開買付けに準ずる行為の被買付会社となる会社の運営、業務、財産又は有価証券に関する重要な事項
- (チ) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (ツ) 行政庁による法令等に基づく処分又は違反に係る告発
- (テ) 親会社の異動
- (ト) 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (ナ) 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- (ニ) 債務免除等の金融支援
- (ヌ) 資源の発見
- (ネ) 上場株券等である転換社債型新株予約権社債券の全部又は一部の繰上償還
- (ノ) 監理銘柄又は整理銘柄に指定されと考えられる事項（他の取引所金融商品市場又は外国金融商品市場との重複上場銘柄が行う一部の上場市場の上場廃止申請等を除く。）

以 上

付 則

このガイドラインは、平成●年●月●日から施行する。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料2-4

第17回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ資料

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等について（案）

平成29年12月11日
自主規制本部
エクイティ市場部

1. 趣旨

1. 投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報が生じ、その内容が不明確である場合等には、投資者保護の観点から、取引所金融商品市場外でも適切な売買停止措置が講じられる必要がある。

- 平成10年6月19日「取引所集中義務撤廃に向けた環境整備のための研究会」報告書
(日本証券業協会・東京証券取引所)

 - ✓ 取引所の立会時間内に売買停止が行われている間は、取引所外取引も停止することとする。
 - ✓ 取引所のシステム障害による売買停止の場合は、取引所外の売買停止は行わないこととする。
 - ✓ 取引所外取引については一律に停止するのではなく、証券会社と顧客の判断に委ねるべきとの意見があり審議未了。

⇒ 報告書におけるこれらの内容を踏まえ、自主規制規則「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下、本資料において「取外規則」という。）により、日証協が売買停止を行っている。

2. 昨年12月22日に取りまとめられた『金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～』では、「取引所、PTS等の関係者において所要の態勢整備を行うとともに、売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべきである。」とされた。



これらの状況を受け、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、

- I. 認可会員による売買停止措置の適切性の確保
- II. 協会の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化

について検討を行い、本規則の改正等を行うこととした。

2. 骨子 (1/2)

1. 協会員における取引所金融商品市場外の売買の停止について、以下のとおり定める。

		売買の停止および再開のタイミング	
取引所取引時間内 (営業日の8:20~17:30*1)	停止	取引所による売買停止措置を知ったとき	【第6条】
	再開	取引所による売買の再開*2	【第6条】
取引所取引時間外*3 (営業日の0:00~8:20 / 17:30~23:59)	停止	① 取引所の終日売停が続いている場合（継続停止） ② 不明確情報の発生	【第6条の2】
	再開	取引所が翌日の取引開始時に売買停止しない場合は、当該取引開始時	【第6条の2】
相手方が海外関連会社	ポジション移管を目的とする場合は一律、売買停止の適用除外。 【第6条の3】		

*1 東京証券取引所の取引時間 *2 取引所が当日の取引所取引時間内に売買を再開しない場合には、翌日の取引開始時
*3 認可会員の私設取引システムにおける取引所金融商品市場外の売買を除く

2. 協会員における取引所金融商品市場外の売買の停止のための態勢整備について、以下のとおり定める。

協会員 (認可会員を除く)	認可会員
● 以下の情報の有無を確認できる態勢 ① 取引所による売買停止措置に関する情報 ② 発行体に関する重要な情報・不明確情報 ③ PTSによる売買停止 ● 取引所取引時間外に②の情報を知った場合に、直ちに停止することができる態勢 【第6条の2】	● 取引所による売買停止措置に関する情報の有無を確認できる態勢 ● 以下の情報をもとに自身のPTSでの売買を停止できる態勢 ① 取引所による売買停止措置に関する情報 ② 発行体に関する重要な情報・不明確情報 【第6条の4】

3. 骨子（2/2）、施行の時期

骨子(2/2)

- ❑ 未確認売買等の不適切行為の解消等のために、顧客の同意を得て、顧客口座と事故処理のための口座との間で行う取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。【第4条第4項】
- ❑ 認可会員は、認可業務による取引所金融商品市場外売買を停止する措置を講じる場合には、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により直ちに公表しなければならないものとする。【第6条の4第3項】
- ❑ 認可会員は、認可業務による取引所外売買を停止する措置を講じた場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。【第6条の4第4項】
- ❑ 認可会員は、認可業務による申込みに係る価格等及び売買価格等の情報を、当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならないものとする。【第17条の4】
- ❑ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則第6条第1項第1号の規定による取引所外売買の停止に関するガイドライン」を廃止し、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停止に関するガイドライン」を制定する。

施行の時期

- ❑ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正及び「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停止に関するガイドライン」は、平成29年●月●日から施行する。
- ❑ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則第6条第1項第1号の規定による取引所外売買の停止に関するガイドライン」は平成29年●月●日をもって廃止する。

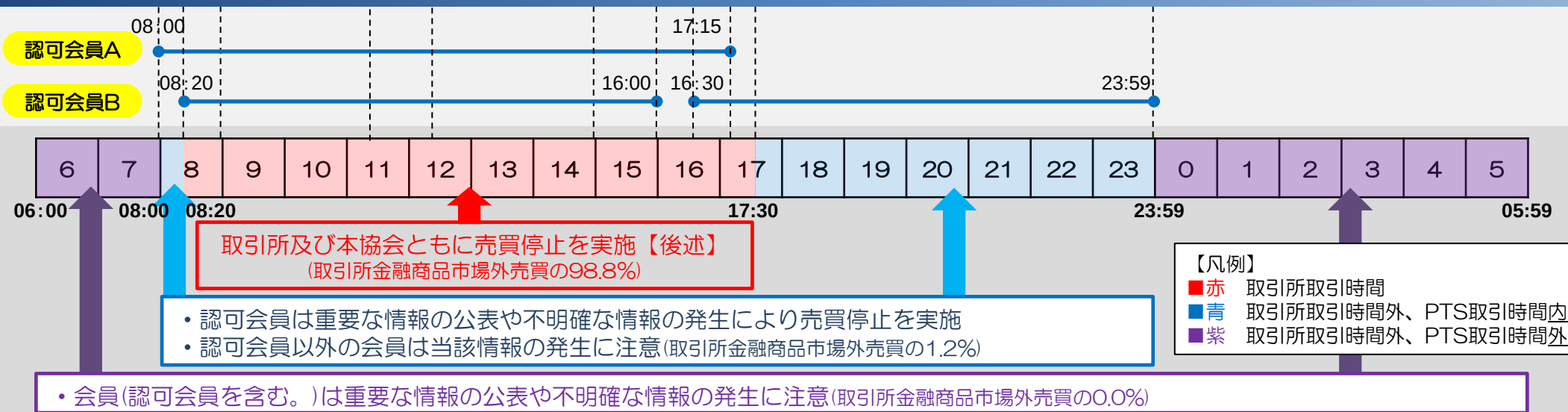
(参考) 見直しの内容

①取引所金融商品市場外売買の売買停止措置のあり方

【東京証券取引所】



【認可会員(PTS)】



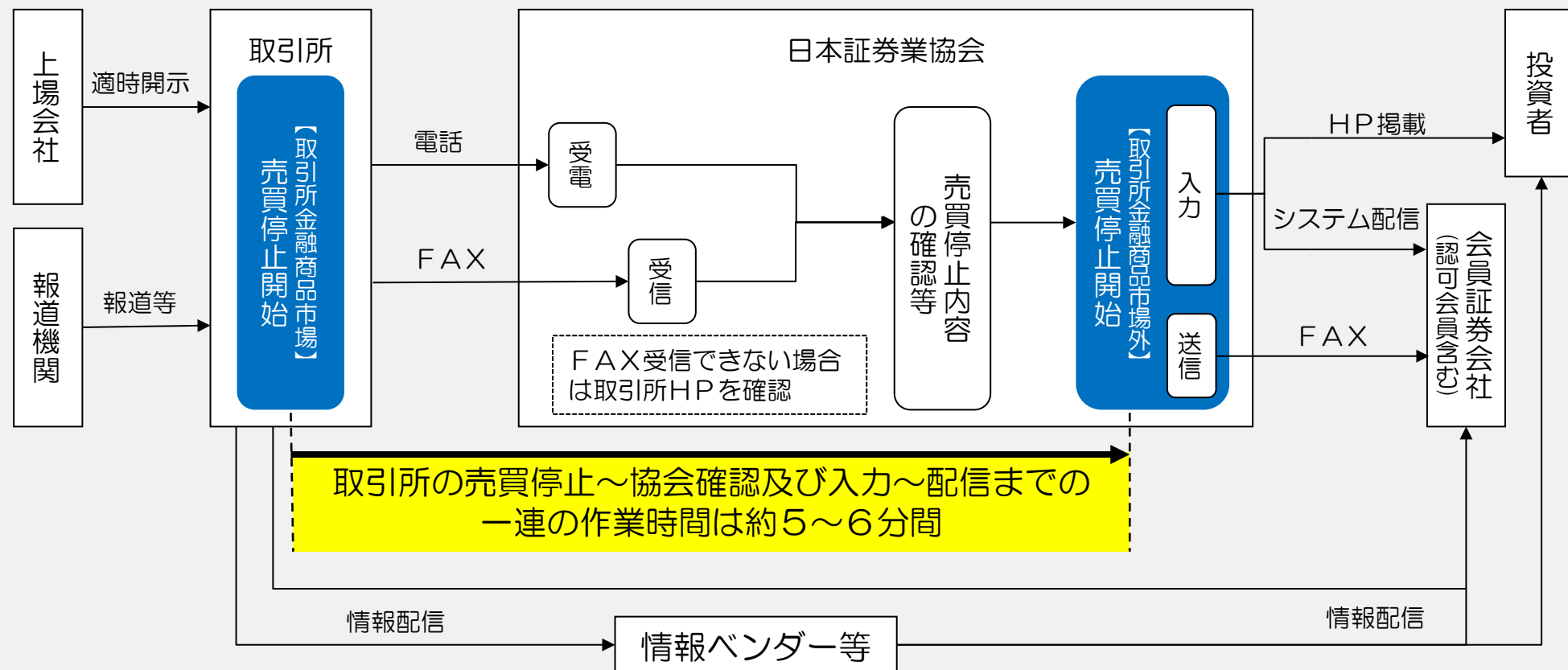
- ◆ 平成18年3月14日「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書（日本証券業協会）
 - ✓ 2. 取引所外売買における売買停止のあり方について
本協会は、（中略）、これまでどおりの運用により売買停止を行うこととした。
なお、取引所の取引時間外については、当面発行会社からの情報を直接入手できないなどの理由から、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこととした。
- 上記報告書に記載の「最善の注意」については、各社、夜間取引をする際には、トレーダーが個々にベンダー配信のニュースをチェックするなどの対応をとっているが、規則上明確な規定がない。

➡ これまで行ってきた「最善の注意」を規則化することにより、根拠を明確化する。

(参考) 見直しの内容

②取引所金融商品市場の取引時間内における本協会による取引所外売買の売買停止措置の見直し

【現行の運用】



- ◆ 取引所金融商品市場と取引所金融商品市場外との間で売買停止開始にタイムラグが発生
 - 取引所金融商品市場で売買停止措置が講じられている時間帯にもかかわらず、取引所金融商品市場外での売買が可能な状態となっている
- ◆ 一方、協会員及び投資者においては、取引所の取引システム、情報ベンダーからの情報配信、取引所HP等により、即時性の高い情報を基に売買停止の有無を確認できる環境となっている。

➡ 取引所が不明確情報に基づき売買停止措置を講じた場合には、本協会が売買停止を行うのではなく、協会員が取引所金融商品市場外における売買を停止するものとする。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

上場株券等の取引所金融商品市場外での
売買等に関する規則の一部改正等について

平成29年12月
自主規制本部
エクイティ市場部